

2023年3月3日

株式会社静岡銀行

「ATM定期預金解約サービス取引規定」の改定について

静岡銀行では、積立預金<愛>の預金口座振替契約を解約された場合に、ATM定期預金解約サービスも解約となる改定を実施させていただきます。

記

1. 制改定日 2023年4月3日(月)

2. 改定内容(改定箇所赤記)

改定前	改定後
<p>4. (入金指定口座) (1) 総合口座定期預金の入金指定口座は、当該総合口座の普通預金とします。 (2) 積立預金<愛>の入金指定口座は、当該積立預金<愛>にかかる自動振替の引落指定預金口座(本人名義の普通預金で積立預金<愛>と同一取引店の口座)とします。 このサービスを利用する場合、引落指定預金口座は、本人名義の普通預金以外の口座あるいは積立預金<愛>の取引店と異なる取引店には変更できません。なお、引落指定預金口座を変更した場合には、変更後の引落指定預金口座を入金指定口座とします。</p> <p>9. (解約) (1) このサービスを解約するときは、当行所定の「ATM定期預金解約サービス申込書」に、このサービスを解約する預金のお届け印により記名押印のうえ、当行本支店窓口にて提出してください。 (2) 総合口座定期預金、積立預金<愛>の口座が解約された場合は、自動的にこのサービスは解約となります。また、総合口座通</p>	<p>4. (入金指定口座) (1) 総合口座定期預金の入金指定口座は、当該総合口座の普通預金とします。 (2) 積立預金<愛>の入金指定口座は、当該積立預金<愛>にかかる自動振替の引落指定預金口座(本人名義の普通預金で積立預金<愛>と同一取引店の口座)とします。 (3) このサービスを利用する場合、引落指定預金口座は、本人名義の普通預金以外の口座あるいは積立預金<愛>の取引店と異なる取引店には変更できません。なお、引落指定預金口座を変更した場合には、変更後の引落指定預金口座を入金指定口座とします。</p> <p>9. (解約) (1) このサービスを解約するときは、当行所定の「ATM定期預金解約サービス申込書」に、このサービスを解約する預金のお届け印により記名押印のうえ、当行本支店窓口にて提出してください。 (2) 積立預金<愛>にかかる引落指定預金口座からの自動振替契約を解約した場合には、このサービスは解約となります。</p>

帳をWeb総合口座へ切替した場合、入金指定口座が解約された場合も同様に扱います。

③ 総合口座定期預金、積立預金(愛)の口座が解約された場合は、自動的にこのサービスは解約となります。また、総合口座通帳をWeb総合口座へ切替した場合、入金指定口座が解約された場合も同様に扱います。

3. 新制定内容

ATM 定期預金解約サービス取引規定

<https://www.shizuokabank.co.jp/pdf.php?id=5694>

<本件に関するお問い合わせについて>

お近くの、またはお取引のある静岡銀行の店舗へお問い合わせください。